○東北地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	石巻市わかば一丁目六番二から同市わかば二丁目一番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月三日

○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
天童市大字川原子字笹ノ下三一六二番六から同市大字山口字梨木前一四二二番一まで	前	一一・四〇～二九・三九メートル
	後	一三・〇六～二九・三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
天童市大字山口字荒宿五一三七番一から同市大字野本字旦原一六五一番一まで	前	一〇・二五～二三・六三メートル
	後	一一・七七～二三・六三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字戸田字南椿峠一〇八九七番一から同市大字戸田字南椿峠三九九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月三日

○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から益田市須子町ロ六八三番一まで	前	A　八・五〇～一三八・四〇メートル B・C　四七・一二七キロメートル D　〇・〇〇～三〇二・〇〇　四三・六八二	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・五〇～一三八・四〇　四七・一二七 B・C　九・四〇～三〇二・〇〇　四三・六八二 D	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
愛媛県南宇和郡愛南町柏二〇五四番から宇和島市津島町岩松甲二二四五番一まで	前	A　九・〇五～九九・三六メートル B・C　一五・〇〇五キロメートル D・E・F・G・H・I・J・K　一〇・一四～二四・四二　一一・五四四	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J及びKは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・〇五～　九九・三六　一五・〇〇五 B・C・D・E・F・G・H・I・J・K　一〇・一四～二四・八二　一一・五四四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所